○深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱

平成18年1月1日告示第152号

改正

平成23年3月30日告示第55号 平成24年1月25日告示第15号 平成24年7月3日告示第201号 令和4年1月4日告示第1号

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中から再資源化できるもの(以下「有価物」という。)を集団で回収する団体に対し、予算の範囲においてリサイクル活動推進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成18年深谷市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定め交付することにより、資源再利用の推進及び廃棄物の減量化を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(有価物の種類)

- 第2条 この告示において有価物の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 紙類(新聞、雑誌、ダンボール及び飲料用の紙パック (アルミニウムが利用されているものを除く。)雑がみ、シュ レッダーごみ)
 - (2) 布類
 - (3) ビン類 (リターナブルビン)
 - (4) 金属類 (アルミ缶、スチール缶、スプレー缶)
 - (5) プラスチック類(ペットボトル、ペットボトルキャップ)

(奨励金の交付対象団体の要件)

第3条 市長は、奨励金の交付を受けようとする団体の申請があっ

た場合において、申請者が次に掲げる要件すべてに適合しており、かつ、その申請の手続がこの告示又は深谷市補助金等の交付に関する規則の規定に違反していないと認めるときは、奨励金の交付対象とする団体として登録することができる。

- (1) 市内に住所を有する者で組織されていること。
- (2) 主な活動の場所を市内に有すること。
- (3) 営利を目的としない公益性のある活動をしていること。(団体の登録手続等)
- 第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、リサイクル活動推進奨励金交付団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、遅滞なく内容を審査し、登録又は不登録の決定をしなければならない。
- 3 市長は、前項の決定をしたときは、リサイクル活動推進奨励金 交付団体登録・不登録通知書(様式第2号)をもって当該申請者 に通知しなければならない。不登録の場合は理由を記載するもの とする。
- 4 市長は、前2項により団体登録した者(以下「登録団体」という。)をリサイクル活動推進奨励金交付団体登録簿(様式第3号)に登録するものとする。
- 5 市長は、前項の登録を行うときに条件を付すことができる。
- 6 登録団体は、登録事項に軽微な変更があった場合は、速やかに リサイクル活動推進奨励金交付団体登録変更届出書(様式第 4 号)により届けなければならない。それ以外の変更はリサイクル 活動推進奨励金交付団体登録申請書により申請しなければならな い。
- 7 登録団体は、登録を廃止するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- 8 登録団体は、第12条により取り消された場合は、申請をする ことができない。ただし、第12条第4号により取り消された場

合を除く。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、有価物 1 キログラム当たり 3 円の割合で算出した額とする。ただし、算出した額に 1 円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(奨励金の申請)

- 第6条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、市に登録した 資源回収業者の発行した各有価物の数量等が明示されている取引 伝票を添付し、市長にリサイクル活動推進奨励金交付申請書(様 式第5号)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、回収した有価物を市に登録した資源回収業者に引き渡した日の属する年度の末日(当該日が市の休日に当たるときは、当該休日前の開庁日)とする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく申請において、必要があると認めるときは、各有価物の数量等を明示した内訳書を添付させることができる。

(奨励金の決定及び通知)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、遅滞なくその内容を審査し適正と認めたものに対し奨励金の金額を決定するものとする。
- 2 前項の決定をしたときは、リサイクル活動推進奨励金交付決定 通知書(様式第6号)をもって当該申請者に通知するものとする。 (奨励金の交付等)
- 第8条 市長は、交付決定通知後30日以内に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、登録団体が次に掲げる各号のいずれかに該当する 場合又は深谷市補助金等の交付に関する規則に違反した場合は、 既に交付した奨励金の全部又は一部をリサイクル活動推進奨励金 返還命令書(様式第7号)により返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金を不適切な用途に使用していることが確認されたとき。
- (3) 市長に報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 市長の勧告に従わず、改善が見られないとき。

(資源回収業者の登録等)

- 第10条 資源回収業者として登録を申請しようとする者は、リサイクル活動推進事業資源回収業者登録申請書(様式第8号)に、 次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) リサイクル活動推進奨励金資源回収業者登録に係る申出書(様式第8号の2)
 - (2) 本籍地の市区町村で発行する身分証明書(個人の場合に限る。)
 - (3) 後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする 記録がないことの証明書 (個人の場合に限る。)
 - (4) 登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)
 - (5) 有価物の回収に係る事業の概要を記載した書類
 - (6) 有価物を登録団体から回収し、又はリサイクルする事業 者へ運搬する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 車両届出書(様式第8号の3)
 - イ 運搬車の保管場所の案内図、付近見取図、配置図及び当該 保管場所の所有権(所有権を有しない場合にあっては、当該 保管場所を使用する権原)を有することを証する書類
 - ウ 運搬車の正面及び側面の写真、任意保険に加入していることを証する書類の写し並びに自動車検査証の写し
 - エ 運搬車を使用する権原を有することを証する書類(当該運搬車について所有権を有しない場合に限る。)
 - オ 粒子状物質減少装置装着証明書の写し(当該装置を装着する必要がある場合に限る。)

- (7) 有価物を保管し、又は積み替える場合にあっては、保管し、又は積み替える施設の平面図、立面図、断面図、案内図、付近見取図、施設の維持管理に関する計画書及び当該施設の所有権(所有権を有しない場合にあっては、当該施設を使用する権原)を有することを証する書類
- (8) 市税に滞納がないことの証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、当該申請者が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当 するときは、資源回収業者として登録することができる。
 - (1) 市内の事業所において自ら回収、保管、積替え又はリサイクルの業務を行うこと。
 - (2) 登録団体が回収した有価物の回収の依頼があった場合には、特段の理由がない限り回収に応じること。
 - (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6に規定する政令で定める法令若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- エ 申請者が行う業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、 その役員を含む。)がアからエまでのいずれかに該当するも の
- カ 法人でその役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行令第4条の7に規定する使用人のうちにアからエまでのい ずれかに該当する者のあるもの
- キ 個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の 7に規定する使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当 する者のあるもの
- (4) 法令等を遵守し、現に違反していないこと。
- 3 市長は、第1項の規定に基づく申請があったときは、遅滞なく 内容を審査し、登録又は不登録の決定をしなければならない。
- 4 市長は、前項の決定をしたときは、リサイクル活動推進事業資源回収業者登録・不登録通知書(様式第9号)をもって当該申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、資源回収業者として登録したもの(以下「登録業者」 という。)をリサイクル活動推進事業資源回収業者登録簿(様式 第10号)に登録するものとする。
- 6 市長は、前項に規定する登録を行うときに条件を付すことがで きる。
- 7 登録業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに、リサイクル活動推進事業資源回収業者登録変更届出書(様式第11 号)の提出をしなければならない。
- 8 登録業者は登録を廃止するときは、速やかに届出をしなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、登録団体又は登録業者に対し次に掲げる事項に

ついて報告を求めることができる。

- (1) この告示で規定した登録要件等に対すること。
- (2) 奨励金の使途に対すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 2 市長は、登録団体又は登録業者に対し必要があると認めたとき は、勧告することができる。
- 3 奨励金の交付を受けた登録団体又は登録業者は、市長から報告を求められたときは、直ちに市長に報告をしなければならない。 (登録の取消)
- 第12条 市長は、登録団体又は登録業者が次に掲げる事項のいず れかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。
 - (1) この告示の規定に違反したと認めたとき。
 - (2) 市長に報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (3) 市長の勧告に従わず、改善が見られないとき。
 - (4) 継続して3年度間にリサイクル活動推進奨励金交付申請 書により申請を行わないとき。ただし、登録業者はこの限りで はない。
- 2 市長は、前項の決定をしたときは、リサイクル活動推進奨励金 交付団体登録取消通知書(様式第12号)又はリサイクル活動推 進事業資源回収業者登録取消通知書(様式第13号)をもって当 該登録業者に通知しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別 に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市リサイクル

活動推進奨励金交付要綱(平成2年深谷市告示第37号)、岡部町リサイクル活動推進奨励金交付要綱(平成4年岡部町告示第85号)、川本町リサイクル活動推進奨励金交付要綱(平成3年川本町告示第98号)又は花園町リサイクル活動推進奨励金交付要綱(平成4年花園町告示第27号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第7条の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における奨励金の額については、なお合併前の要綱の例による。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 3 0 日告示第 5 5 号) (施行期日)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正前の深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年1月25日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年7月3日告示第201号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第10 条第2項第3号オの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月4日告示第1号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録申請書

年 月 日

深谷市長 あて

団体名 申請者 住所 氏名

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

団	体	名				
7 12	+	4	住所			
代	表	者	氏名	電話()	
団活	体の主た 動 内	る容				
世	帯数及					世帯
構	成人	数				人
備		考				

様式第2号(第4条関係)

その1

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録・不登録通知書

年 月 日

所在地 団体名

代表者名

樣

深谷市長

印

貴団体を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第4条第3項の規定により深谷市リサイクル活動推進奨励金交付団体に登録したので、この登録通知書を交付します。

注意

回収した資源を深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要網第10条の規定に基づき登録 した資源回収業者に引き渡してください。未登録の資源回収業者又は登録を取り消された 資源回収業者に引き渡した場合は、奨励金は交付されませんので資源回収業者に引き渡す 毎に登録を確認してください。

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録・不登録通知書

年 月 日

囙

所在地 団体名

代表者名

樣

深谷市長

貴団体を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第4条第3条の規定により深谷市リサイクル活動推進奨励金交付団体に登録できませんでしたので、この不登録通知書を交付します。

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録簿

団 体 名		
代表者	住所	
14 24 19	氏名 1	電話
団体の主たる 活動内容		
世帯数及び		世帯
構成人数		人
登録 開始日		
登録に付		
した条件		
備考		

様式第4号(第4条関係)

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録変更届出書

年 月 日

深谷市長 あて

団体名 申請者 住所 氏名

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第4条第6項の規定により、次のとおり届け出します。

変更後の代表者	住所 氏名 電話()	
変更後の世帯数 及び構成人数		世帯
備考		

(注1)団体名の変更は新たな登録申請が必要です。

様式第5号(第6条関係)

リサイクル活動推進奨励金交付申請書

年 月 日

深谷市長 宛て

可体名 代表者 住所 氏名 電話

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

円

2 内容

区分	回収量	奨励金単価	奨励金額
紙類	kg	1kg当たり3円	円
布類	kg	1kg当たり3円	円
ビン類	kg	1kg当たり3円	円
金属類	kg	1kg当たり3円	円
プラス チック類	kg	1kg当たり3円	Ħ

3 振込先

取扱金融機関		農協 信用金 銀行 信用組	ı	支店
口座種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
名 義 人				

- (注) 通帳の記載どおりに記入してください。(「フリガナ」は姓と名の間等のスペース を1字分空けて左上から記入する。)
- 添付書類 (1) 各有価物の数量等が明示されている伝票の原本
 - (2) 各有価物の合計の回収量を記した内訳書(伝票が複数枚のときなど)

様式第6号(第7条関係)

リサイクル活動推進奨励金交付決定通知書

年 月 日

団体名 様

深谷市長即

年 月 日付けでリサイクル活動推進奨励金交付申請書により行われた申請に対し、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記 紙類 円 布類 円 ビン類 円 金属類 円 プラスチック類 円

樣式第7号(第9条関係)

リサイクル活動推進奨励金返還命令書

 発第
 号

 年
 月
 日

様

深谷市長 印

年 月 日に交付した深谷市リサイクル活動推進奨励金については、深谷市 リサイクル活動推進奨励金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還してください。

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法
- 4 理由

様式第8号(第10条関係)

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者住所社名代表者氏名

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

社 名	
所在地	
代表者	住所 氏名 電話
回収品目	1 紙類 2 布類 3 ビン類 4 金属類 5 プラスチック類
備考	

(注) 該当する番号に○印を付けてください。

様式第8号の2(第10条関係)

リサイクル活動推進奨励金資源回収業者登録に係る申出書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者 住所

杜名

代表者氏名

私は、資源回収業者の登録に当たり、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要網第10条 第2項第3号に掲げる者に該当していない旨を申し出ます。

車両届出書

年 月 日

申請者 住所 社名 代表者氏名

	登録番号	製造会社	型式	最大積載量 (kg)	初度登録年月
1					
2					
3					

(注)

- 1 型式欄には、特殊車(パッカー車)、ダンプ、貨物車等と記入してください。
- 2 車両の正面及び側面の写真、任意保険に加入していることを証する書類の写し並びに 自動車検査証の写しを添付してください。また、車両について所有権を有しない場合は、 車両を使用する権原を有することを証する書類を添付してください。
- 3 粒子状物質減少装置を装着する必要がある車両は、粒子状物質減少装置装着証明書の 写しを添付してください。

様式第9号(第10条関係)

その1

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録・不登録通知書

年 月 日

所 在 地社 名

代表者名

様

深谷市長

印

貴社を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第3項の規定により、深谷市リサイクル活動推進事業資源回収業者として下記の条件を付して登録したので、通知します。

- 1 市内の事業所において自ら回収、保管、積替え又はリサイクルの業務を行うこと。
- 2 登録団体が回収した有価物の回収の依頼があった場合は、特段の理由がない限り回収に 応じること。
- 3 深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第2項第3号に掲げる者に該当しないこと。
- 4 法令等を遵守し現に違反しないこと。

その2

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録・不登録通知書

年 月 日

所 在 地 社 名

代表者名 様

深谷市長 印

貴社を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第3項の規定により、深谷市リサイクル活動推進事業資源回収業者として、下記の理由により登録できませんでしたので通知します。

様式第10号(第10条関係)

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録簿

社		名	
所	在	地	
ft	表	者	住所
		-	氏名 電話
山口	汉 品	目	1 紙類 2 布類 3 ビン類 4 金属類 5 プラスチック類
登録	表開如	台目	
登録た		付し 件	1 市内の事業所において自ら回収、保管、積替え又はリサイクルの業務を行うこと。 2 登録団体が回収した有価物の回収の依頼があった場合は、特段の理由がない限り回収に応じること。 3 深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第2項第3号に掲げる者に該当しないこと。 4 法令等を遵守し現に違反しないこと。
備		考	

様式第11号(第10条関係)

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録変更届出書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者住所社名代表者氏名

深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第10条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

所 在 地	
代表者	住所
1、政有	氏名 電話
回収品目	1 紙類 2 布類 3 ビン類 4 金属類 5 プラスチック類
備考	

(注)該当する番号に○印を付けてください。

様式第12号(第12条関係)

リサイクル活動推進奨励金交付団体登録取消通知書

年 月 日

所 在 地 団 体 名

代表者名 様

深谷市長 師

貴社を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記の理由により深谷市リサイクル活動推進奨励金交付団体としての登録を 年 月 日をもって取り消しましたので、通知します。

様式第13号(第12条関係)

リサイクル活動推進事業資源回収業者登録取消通知書

年 月 日

所 在 地 社 名

代表者名

様

深谷市長

印

貴社を、深谷市リサイクル活動推進奨励金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記の理由により深谷市リサイクル活動推進事業資源回収業者としての登録を 年 月日をもって取り消しましたので通知します。

なお、登録のない資源回収業者が資源を買い取った場合は、登録団体は市からの補助金を受けることができません。貴社が登録団体が回収した資源を買い取る場合は、市からの補助金が受けられないことの同意を得た上で買い取ってください。